

捕鯨、その現代的視点－Ⅱ －セントキッツ・ネービス宣言が意味するもの－

和 仁 皓 明

目 次

1. はじめに
2. フィッシャー議長のRMS改訂私案
3. 議長提案の内容
4. 議長提案の背景を要約する
5. 議長提案の検討
6. 議長提案をどう評価するか
7. IWCウルサンにおける議長提案
8. セントキッツ・ネービス宣言
9. 加盟各国の投票態度の分析
10. セントキッツ宣言に賛成票を投じた国々
11. セントキッツ・ネービス会議の総括
12. IWCの今後と日本の役割

1. はじめに

2006年6月18日という日は、日本だけではなく持続的捕鯨を支持するすべての国にとって記念すべき日となった。

カリブ海島嶼国群のひとつ、セントクリストファー&ネービス（国際的にセントキッツ・ネービスまたはセントキッツのみと短縮して呼ばれているので、本稿においては以降セントキッツと略称する）で開催された、第58回国際捕鯨委員会（International Whaling Commission以降IWCと略称する）において、持続的鯨類資源利用を主張する30カ国の国々が提案国となって提出した、もはや商業捕鯨モラトリアムは必要がなく、さらに機能不全に陥っているIWCを正常化することを宣言した「セントキッツ・ネービス宣言（St.Kitts and Navis Declaration）」決議案が、賛成33カ国、反対

平成18年9月25日受理

32カ国、棄権1カ国と僅か一票差ながら可決された日になったからである。

1982年に、IWCの下部組織である科学委員会が、商業捕鯨を全面的に禁止するモラトリアムは必要なく、資源量が枯渇している鯨種についてのみ、捕獲禁止または制限すべしと勧告していたにもかかわらず、IWC総会において商業捕鯨モラトリアムが決議されたという歴史的な経過がある。そのときの採決は、禁止賛成国十数カ国に対し反対票を投じた国は、日本を含む僅か2カ国という惨敗の採決であった。それから数えて今年で24年目になる。そしてこの「セントキッツ宣言」は、IWCの創立以来初めての反捕鯨諸国の票数を超えることができた採決であった。

時差のため共同通信の配信による新聞報道は20日付の報道になったが、日本国内の各社新聞報道の見出しは、

「商業捕鯨支持の宣言採択 IWC総会賛成派、

初の過半数（共同通信：山口新聞）」

「捕鯨支持派主導権 IWC反対派巻き返しも
解禁険しい道（読売新聞）」

「IWC総会商業捕鯨の道険しく 再開支持宣言
採択 四半世紀ぶり一歩（毎日新聞）」

「社説：捕鯨、持続的利用の道粘り強く探れ
（日本経済新聞）」など、

なぜか朝日新聞だけはニュースを黙殺したよう
で、記事としてまったく取り上げなかった。（あ
えて付け加えると、同紙は6月26日に「公海での
日本の捕鯨 止めるべき7割環境保護団体の調
査」という悪名高き反捕鯨団体グリーンピースの
発表を、あたかも環境保護の公正な意見とするよ
うな視点で掲載した。筆者はこのような報道は、
明らかに最近の海洋資源の国際認識に不勉強な記
事だと判断するのだが？）

過去の多くの事例を見ると「セントキッツ宣言」
のような、それまでの国際的な流れがある種の転
換点に到達するような事象が成立するためには、
その事象が起きたときには気がつかなくても、そ
の事象がその後の大きな時代的な変換の予兆であ
ったと、後で気がつくことがある。

筆者は、「セントキッツ宣言」なる決議が成立
する予兆が、ここ数年前からのIWCの討議の流れ
に現れていたのではないかと考えているので、本
稿でそれらの関連を概説することにしたい。

2. フィッシャー議長のRMS改訂私案

「もはや商業捕鯨モラトリアムの解除を行って
もいいのではないか」という提案が、反捕鯨国も
含むメンバーで構成されている委員会の討議結果
として提案されたのは、2004年の第56回IWCソ
レント会議2004であった。

ソレント会議では、正副議長が事情によって欠
席し、臨時に米国代表のシュミッテン氏が議長代
行、副議長代行には日本代表の森本氏が選出され
た。

この会議において、これまでのIWCの討議の内
容とは異なる、新しい方向を示す可能性のある議
案が提出されたという意味で、IWCの歴史上重要
な足跡を刻んだと評価される可能性のある会議で
あったと考えられる。

その議案とは、「改訂管理制度（Revised

Management System 以後RMSと略称する）の早
期完成のための一括議長提案（Chair's Proposals
for a Way Forward on the RMS）」という表題のも
のであった。

ここで問題にされているRMSなるシステムの
意義を簡略に説明しておきたい。

まずIWCの諸規定の一つに「改訂管理方式
（Revised Management Procedure 以後RMPと略す
る）」なる方式がある。この規定は科学委員会での
討議を経て起案され、1992年にIWC年次会合に
おいて採択されたものである。

このRMPとは、ある海域において生息する鯨
の生息数の推定値から、最大の再生産可能頭数を
推定し、現状の生息数を減少させずに捕鯨可能な
頭数を推定する方式である。したがってこの
RMPに準拠して捕鯨を行う限り、鯨類の生息数
は現状より減少しないということが国際的に認証
されている。

日本の調査捕鯨によって捕獲されるミンク鯨の
頭数は、その方式によって算定される限度数の範
囲内に止めているなど、すでに捕鯨各国では実用
に供されている方式である。

したがって捕鯨国は、この方式をきちんと守れ
ば資源保護の観点から安全なのであるが、反捕鯨
国のほうからみれば、商業捕鯨となると利益追求
のために、そのような規定を守るとは限らないと
いう立場をとる。したがってRMPに準拠した捕
獲頭数だけ捕鯨を行ったとしても、捕獲頭数が
RMPで算出された制限頭数以下であったかどう
かを、国際的に監視する制度すなわちRMSを作
らなければ、仏作って魂入れずになるという論拠
で討議されているのである。

RMPが完成され本会議で採決された時点で
RMSも連動して早急に採決すべきであったのだ
が、残念ながら反捕鯨国は、RMSの完成はただ
ちに商業捕鯨再開に繋がるという理由で、実現し
にくい条件を次々に付け加えるなど討議を引き伸
ばす作戦に出て、採決を回避してきて現在に至っ
ているのが現状である。

だからこのフィッシャー議長提案は、これまで
のRMS完成のための長年の不毛の論争を見てき
ている人々にとって、さらに商業捕鯨モラトリア
ムは、実施後10年後すなわち1990年時点において、

鯨種の資源復活量に応じて継続するかどうか見直すと条約に明記されているにもかかわらず、その見直しの履行を引き延ばされてきた人々にとって、内容はともかく、ここで一步でも二歩でも前進しなければ、という決意を感じされる提案であった。

一方このRMP、RMSの二つの方式がIWC加盟国で可決され、かつ忠実に守られるならば、IWCの機能や組織は大幅に縮小することが可能であるので、反捕鯨国の固定的な政府代表たちとしては、失職しないようになるべく成立させない方向に持っていこうとしている、といううがった見方もあるのだが、しかしこの辺できちんと決めなきゃIWCの枯券にかかわるのではないかというのが議長提案の真意だったのではないかと思う。

この議長提案は、ベルリン会議2003終了後フィッシャー議長が、私的に招集した小委員会ではほぼ一年にわたって討議し起草されたものであった。小委員会のメンバー構成は、持続的捕鯨支持側として日本とアイスランドの2カ国、反捕鯨側からは米国、デンマーク、オランダ、スペイン、スウェーデンの5カ国という構成であったし、この小委員会の委員長は米国代表のシュミッテン氏であった。だから討議といっても、多数決的な意思決定方式ではなかなか合意出来そうもない構成なのであった。

ついでに付け加えると先述の通りソレント会議

では、この議長提案はデンマーク代表のフィッシャー議長が病欠だったので、小委員長の米国のシュミッテン代表から発表された。いわば反捕鯨国代表のような米国から、種々の条件付ではあるが、商業捕鯨再開を容認する一括提案が本会議に提出されたという意味で、IWCの歴史上画期的な出来事であったと考えられるのである。

3. 議長提案の内容

ソレント会議に提出されたフィッシャー議長提案は、本文17ページにもわたるもので、下記のような内容によって構成されている。

1. 議長提案への緒言：なぜRMSが必要か
2. RMS早期完成のための議長提案
 - i. はしがき
 - ii. 改訂管理制度を完成させる目的とその手順
 - iii. RMS完成への問題点とその解決
 - iv. RMS一括提案の作成
 - v. 次への展開

附. 国際監視方式に関する議長小委員会の勧告

この全文を紹介することは煩瑣であるので、提案の冒頭に「RMS一括解決の議長提案の要約」というA4版1ページほどの文書が、議長提案の全体を見通せるようにまとめられているので、それを抄訳し表-1に示す。

表-1 RMS一括解決のフィッシャー議長提案の要約 (IWCソレント2004)

議長提案作成小委員会の構成：

デンマーク、アイスランド、日本、オランダ、スペイン、スウェーデン、米国 (小委員長)。

2度にわたり建設的な討議が行われ、この結果を本会議に計るべきと考えた。何故ならRMSを正しく運用することが、鯨類の保護や活用のために重要で、現在の討議の陳腐化は全く意味がない。

この提案は一言でいえば、加盟諸国の立場を最大限考慮した妥協と意見尊重を基盤にした。

したがってこの提案に示された事項は、加盟国が同意し実行できる範囲のものである。

RMS一括解決の提案項目：

1. RMP：科学委員会で合意され、本会議でも支持されているものである。
2. 段階的展開による商業捕鯨の開始：第1段階として (たとえば商業捕鯨再開の5年間)、商業捕鯨が可能な海域は、当事国の主権範囲海域 (EEZ) とする。
3. 国内検査と監視方式：原則的に監視員、検査員はすべての捕鯨船に同乗するなど。

4. 不法捕鯨者、報告なき定置網捕鯨（非報告取引）などに対する新しい取締方式の確立：DNA登録、市場からのサンプリングなどの標準化。IWC非加盟国や加盟国で捕鯨していない国からの鯨類加工品の国際取引の禁止。加盟国の国際取引の交易港の指定。
5. 法令起草：ベルリン会議で決議された法令順守委員会による罰則検討作業を進める。
6. 対象国群におけるRMSコストの配分方法：捕鯨再開対象国において発生するコストは発生国負担。RMS執行の国際的な監視に関しては、加盟国全体での負担。
7. 別表10（e）削除の作業：商業捕鯨開始に伴って、商業捕鯨禁止を決めた別表10（e）が自動的に失効するため、RMSを考慮に入れた新しい事態に応じた別表の作成を行う。
8. 調査捕鯨：この権利は加盟国固有の権利であることは認める。しかし実施基準（Code of Conduct）を設ける。
9. 動物福祉への考慮：別表にある「捕鯨に際しては不必要な苦痛を与えてはいけない」という条項を想起し、捕殺技術の改善とそれらに関するデータについて研究すること。

この一括提案にはRMS討議の過程で問題になった二つの事項が除かれている。それは密漁取引と捕鯨サンクチュアリーである。前者の制限は国際商業取引自由の原則に反するかも知れず、後者はその海域における保護の問題で、RMSの対象になじまない。

上記に要約した議長提案は、提案の9項目を一括して加盟国が合意し承認しなければRMSは成立しないという立場に立っている。加えてRMPは信用できない方式だとか、市場に売られているすべての鯨肉のDNA鑑定をしろというような、反対のための反対を目的とした不毛な論議は、国際機関としてのIWCの品位を損なうものだから、この議長提案の討議の際にその種の発言は行わないで欲しいという意見を付け加えていた。

4. 議長提案の背景を要約する

この議長提案の真意はいかなるものかという吟味は後で考えることにする。

しかしこの時点において、IWC議長としてこのような私的提案を出さざるを得ないという事情を考えると、現状のIWCは、世界各国の識者たちからすでに国際機関としての機能が停止しているのではないかと疑念をもたれているという事実がある。したがって議長としては、IWCの存立の理念継続のために、もはやRMSの完成を先送りできない、いまや何らかのアクションをとる決断のときに来ている、という認識の上での提案なのだろうと推測する。

先にも触れたが、ある種の行動ベクトルの方向が変わらざるを得ないという事態に立ち至るとき

は、当事者が気づくか気づかないかは不明であっても、必ずその変化を生起させるモメントになる予兆が存在しているものである。その意味でフィッシャー議長が、上記のようなRMSの討議を加速させる意図を明確にした提案を出すに至るまでには、いくつかの予兆が存在し、その蓄積が年次大会への提案というエネルギーに結集したものと考えられる。

その予兆の一つとして、ベルリン会議2003における「鯨類保護委員会の設立決議」の成立を挙げることにしたい。この鯨類保護委員会は、オーストラリアをはじめとする反捕鯨国群によって提案された議題であり、要するに日本の調査捕鯨を標的にし、ホエールウォッチングを育成しようという文脈で、鯨類保護を目的とする委員会をIWCの下部機関に設置しようという議案であった。

この議案の内容と成立の経過については前報（注1）に詳述したので本稿では繰り返すことは避けるが、持続的捕鯨支持の立場からみれば、このような鯨類保護委員会をIWC内に成立させるということは、IWCの存在基盤である本来の国際捕鯨取締条約に明記されている「持続的な鯨類資源保護による捕鯨産業の健全な育成」という基本理念に全く反するか、または屋上屋を重ねるものと考えられるから当然反対の立場をとる。両派はお互い

譲らずIWCの分裂を予測させるような先鋭的な対立の中で採決に持ち込まれ、僅差で持続的捕鯨支持国群が敗れた。

この議案の採決に際し反捕鯨諸国は、この鯨類保護委員会の設立を「ベルリン宣言 (Berlin Initiative)」と命名して気炎を上げた。そして実際の採決の発表の際には、反捕鯨国代表たちやグリーンピースなどの反捕鯨NPOオブザーバーの席から一斉に歓声と拍手が鳴り響いたのであった。

もう一つの予兆は、主として日本国政府の努力によるものであるが、かつて欧米諸国の植民地であった独立国家であって、海洋沿岸国で水産産業が重要な国家産業であるような国々を、積極的にIWCの加盟国に勧誘してきた結果、IWCの票決の賛成反対のバランスが拮抗してきたことが挙げられる。

さらに日本代表が提案してきた種々の議案、たとえばわが国の沿岸小型鯨類の商業的捕鯨再開を要求する議案を例にとると、捕獲量にしても、沿岸周辺の住民の伝統的な食材であることなどにしても、社会経済的にみればIWCが認めている先住民生存捕鯨枠の認定とよく似ていて、このダブルスタンダード性について反捕鯨国として反論し難くなっているという事実がある。

さらに上記の沿岸小型捕鯨の議案において、予定する捕獲量はすでにIWCがその算定方式の妥当性を認めている、RMPの科学的根拠をもつ持続的捕鯨可能量に準拠して計算し、さらにまだ採択されてはいないが、RMSで討議中の捕鯨船への国際監視員の乗り組みも受け入れる、という柔軟な提案態度で議案を作成しているため、反捕鯨諸国はもはや理性的な反論は出来ず、非理論的な反対意見表明しか出来なくなっていて、かつ反対することがIWCの存在基盤を脅かすようになってきているという現状もある。

上記のような情勢を考えると、議長としてこのままIWC内に対立しかつ妥協できない二つの勢力が存在し、これ以上感情的なとさえ感じられるような討議を続けることは意味がないだけではなく、他の自然保護や食料問題の討議をしている国際機関の運営と比較して、IWCの非論理性をこの辺で打ち切らなければ、存在意義を疑われると判断せざるを得なくなったのであろうと推測するの

である。

5. 議長提案の検討

表-1に要約したフィッシャー議長提案の内容を吟味することにする。

1) 作成小委員会のメンバー

先述のとおり反捕鯨国6カ国、持続的捕鯨支持国は日本を含め2カ国、小委員長は米国というメンバーであるが、もっとも強硬な反捕鯨的な行動を示す南大洋周辺国、すなわちオーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン、チリならびに英国などはメンバーに入っていないので、比較的穏健な議論になったものと推測される。

2) 前文

RMSをめぐる現在のIWCにおける討議がまったく陳腐化していることを認識し、対立する主張を可能な限り集約できる提案であると自己評価していることは建設的な提案であることを予測させる。

3) 提案の第1項

このRMPのIWCにおける成立確認は、当然のこととも考えられるが、反捕鯨国の中には再度見直すべきだと主張する国が存在していることも確かだ、その意味では現状のRMPの存在を基盤とすることの認識している妥当な条項だと考えられる。

4) 提案の第2項

この項は、RMS成立の前提として、限定的条件付ながら基本的に商業捕鯨の再開を認めている。したがって上記に詳述してきたように商業捕鯨モラトリアムを失効させるための論理的行動を積み重ねてきた日本の努力の成果だと断言できる。

しかしこの条項中の「段階的展開」という限定条件が、「第一段階としてたとえば商業捕鯨再開後5年間は、自国のEEZ領海内でのみ可能」と示されている。この条項はもし条件変更がIWCの変更認定採決によらなければ変更できないとすれば、結局日本やノルウェーの捕鯨活動が、永久的に自国のEEZ内に封じ込められ、他の公海海域から締め出されてしまう可能性がある。

ただこの考え方は、これまで日本として和歌山県や北海道での沿岸小型商業捕鯨を認めさせる論

理として、自国EEZ内はその主権国の裁量を重視すべきだということを繰り返し主張してきたことと整合する。したがってRMPに準拠して算出される資源量に応じて公海海域にまで商業捕鯨の海域を拡張することの自由度が保証されれば、受容できる提案だろう。

しかしこれまでの反捕鯨諸国の振る舞いから類推すると、この条項をこのまま受諾すれば永久に商業捕鯨活動は自国のEEZ海域のみに限定されるに違いない。

5) 提案の第3項

この条項は、すべての捕鯨船に、たとえ日本の数人しか乗組員が乗らない沿岸小型捕鯨の小型捕鯨船にまで、国際監視員の居室を作って同乗させるという要求だから、監視員の数が不必要に多すぎるとし、現実的に実行は困難である。

提案本文の条文中には「実行できれば」という言葉が入っているので、一見妥協的に読めるけれど、逆に状態の判断が恣意的になる恐れがあって、この項そのままでは論争の種を提供するだけではないかと考える。監視員の同乗を義務付ける場合の捕鯨船の大きさ、入港時の立会い監視などの代替条件が定義されるべきであろう。

6) 提案の第4項

この条項は、建前としては反対できないように考えられる。しかしいかなる国の定置網にかかった鯨類でも、その鯨のDNA鑑定が確実に実行できるかという点については問題が残る。また非加盟国の捕鯨に関する行動についての規定も必要であろう。その意味でこの条項は日本として特段の得失的要素は認められないように思う。

7) 提案の第5項

この項は法令の起草で、これは第7項との関連で別表の訂正ならびに違反の罰則起草は当然付随してくる作業である。

8) 提案の第6項

この項は、RMS執行に伴う経費分担で、これはまったく懸念すべき問題ではないが、ただこれまで反捕鯨国側から捕鯨をしていない国が負担すべきではなく「すべての経費は捕鯨実施国のみを負担させるべきだ」という意見が出されてきたことに留意する必要がある。

9) 提案の第7項

この条項は、提案の第2項の商業捕鯨モラトリアムの解除とともに、フィッシャー議長提案の本質とも云うべき条項である。第2項との関連で当然国際捕鯨取締条約の別表10(e)に規定されている「商業目的で行ういかなる鯨類の捕獲頭数は1986以降ゼロとする、ただし1990年にこの条項の科学的妥当性を見直す」という、いわゆる別表のモラトリアム条項を削除しなければ論理的な一貫性を持ってなくなるので、この一括提案のなかでは不可欠な条項である。

ソレント会議でこのフィッシャー議長提案が議案として上程されたとき、ただちに英国代表からの意見表明として「別表から10(e)を削除するなんてとんでもない。絶対反対だ。」という発言があった。合理非合理を問わず、この別表10(e)が、反捕鯨国にとってノルウェーの商業捕鯨や日本の調査捕鯨は実質商業捕鯨だと非難する唯一のよりどころであったし、議長提案の前文に触れられた陳腐な議論を続ける種でもあったから、別表10(e)の削除ということになると、またまた前途多難な不毛の論議になるかも知れない。

10) 提案の第8項

この項は、調査捕鯨が国際捕鯨取締条約の本文に、加盟国固有の権利であるとして保護されていることを確認している条項なので、この項そのものには問題がないように見える。しかしこの条項に付け加えている「実施基準 (Code of Conduct)」を設けるという条件は、一種の毒薬条項のように考えられる。

ソレント会議では、この条項に関連して「調査捕鯨を際限なく認めるわけにはいかない」という意見が反捕鯨国から主張された。このような発言は、南大洋捕鯨サンクチュアリーを提唱する南大洋周辺国からのもので、南大洋を自国の主権海域にしたいという理不尽な主張から、日本の調査捕鯨が自国の主権海域を侵害しているというものである。

それに対して日本代表は、「調査捕鯨は国際捕鯨取締条約本文において、明確に加盟国に付与されている固有の権利だと規定されている権利であるから、これを日本が行使することに対して、いかなる国からの制約も受けない」と反論している。

しかしこの「実施基準」を設けるということは、結果的に科学委員会における調査捕鯨計画の討議を政策的に束縛する可能性がある。したがってこの限定条件も一種の毒薬条項で率直に受諾できるものではないように考えられる。

要するにこの「実施基準」という調査捕鯨に対する制限が、商業捕鯨の限定的再開と表裏の関係になっていて、この考え方がフィッシャー議長提案の主テーマであろうと考えられる。さらにこの調査捕鯨の制限条項が、特に日本の捕鯨行動を束縛する目的で用意された条項だということを明確にしておく必要がある。

11) 提案の第9項

この条項は、これまでも何度もIWCにおいて蒸し返し討議されている事項である。RMSという規定の本質は、RMPで算出された捕鯨頭数枠が遵守されているかどうかを国際監視するシステムだということを考慮すると、不必要ではないかと考えられるのだが、反捕鯨国がいつも持ち出す論議ということを考慮して、あえてこの条項に付け加えた可能性がある。ただこの条項を現状の捕鯨活動と関連付けようという意図があるとすれば、最悪の場合捕鯨砲を使用しない捕鯨なら認めよう、というような非現実的な縛りをも想定する必要があるかもしれない。

6. 議長提案をどう評価するか

極力全会一致で早期にRMSを完成させようという、フィッシャー議長提案について逐条的に考察してきたが、上記の一括提案を読んでみると、この提案には「段階的に」という限定的な条件をつけてはいるものの、商業捕鯨の再開を容認し、その結果として必然的に発生する商業捕鯨モラトリアムを定義した国際捕鯨取締条約の別表10(e)の削除を前提にしていることが分かる。

したがって議長提案は、持続的捕鯨支持国からみれば、反捕鯨国のこれまでのよりどころであった、別表10(e)の国際法的な根拠を取り下げようとする提案と考えられるだろう。

しかし一方、反捕鯨国側の主張にもかなり考慮していて、条項の解釈と執行のやり方によっては、持続的捕鯨支持国の行動にも制約が生じる可能性が否定できない。たとえば加盟国の固有の権利と

して認められている調査捕鯨に対して、執行上に強い制限を加え、場合によっては商業捕鯨の限定的な解禁と引き換えに、調査捕鯨の停止に追い込まれる可能性も否定できないという提案になっている。

したがってこの議長提案とは、これまでのIWC内での対立を整理して、米国を委員長とする小委員会が、日本の商業捕鯨再開（ノルウェーは条約を批准していないのですでにIWCの制約無しに商業捕鯨を実施している）を認めるための諸条件を、日本の譲歩条項も揃えて膳立てをしたものと考えられる。したがってIWCとしては、反捕鯨、持続的捕鯨と主張して、対立する両者が折り合うことを願った提案であろうと評価する。

それは、フィッシャー議長提案の本文における緒言の表現、そして末尾の結語の表現などにその願いが読み取れるからである。まず「何故RMSが必要なのか」と題した、この提案本文の緒言に記述されていることを引用しよう。

すなわち「1992年にRMPが鯨類保護と管理に有効な指標となることが認識されて以来、その方式を管理監督する近代的なRMSのようなシステムを同時に執行させなければならないということは分かっていた。しかしそれ以来9年間の論議にもかかわらず、結論に到達することができなかった。いまや過去の誤りを乗り越えて、鯨類資源の保護と管理のためにIWC本来の責務としてRMSを完成させなければならないと信ずるものである」とフィッシャー議長は主張する。

さらに末尾には、「RMSを完成させることができなければ、IWCの将来はないに等しいし、また鯨類の保護と管理の責務を果たすことはできないのである」と結んでいる。

この議長の決意を素直に受け取れば、極力加盟国としては結局的に妥協点を探して持続的な商業捕鯨の再開というわが国の悲願に結び付けられないかと考える。だが一方、この提案には商業捕鯨再開に伴う種々の限定条件や、加盟国固有の権利に何らかの制限を加えられる可能性も否定できない。

さらにこの議長提案は、加盟国の4分の3の賛成が必要な採決である、国際捕鯨取締条約の別表の改訂を伴わなければならないという制約があ

る。だから持続的捕鯨支持国の要望も取り入れ、また反捕鯨国のチェックにも耐えられる提案にしたという努力の跡は見られるが、一方採決の後、日本に不利な条項だけが仮末代のように残ってしまったら今度は逆に容易に改訂できないという制約が考えられる。

したがってこの議長提案の条項について、日本にとってまた持続的捕鯨支持国にとってどの条項が妥協でき、どの条項が絶対に譲れない条項かを吟味するしかないが、先述のように別表10(e)の項の削除・変更には一切応じられないと表明した国があり、フィッシャー議長の願いは諒とする

ものの、妥協点を探るのは至難の業であろうと推測する。

ソレント会議におけるこの提案の討議は、極めて紛糾し結局さらに1年間反捕鯨国も加えた拡大検討委員会で討議のうえ、来年の第57回IWCウルサン会議に再提案することになった。

上述のフィッシャー議長提案についての概説は、下関くじら食文化を守る会機関誌「いさな6号」(注2)に掲載している。

またこの経過に関して、日本政府による公式の見解発表を表-2に掲げる(注3)。

表-2 第56回IWC年次会合結果の報告(水産庁 平成16年7月30日プレスリリース)

年次会合の結果詳細のうち

(5)RMS(改訂管理制度)の項

- 昨年の年次会合以降、フィッシャー議長の下で小グループによるRMSパッケージの検討が進められてきたが、今次会合において議長案が検討された。我が国は調査捕鯨への言及は受け入れられない、モラトリアムの解除は必須であるとの主張を行った。一方、反捕鯨国は、右パッケージに商業捕鯨モラトリアムの解除が含まれていること、調査捕鯨に関する制限が十分でないこと等を理由として議論が紛糾した。
- 「議長私案を基に次回会合でのRMS完成を目指す」旨の決議案がデンマーク、アイルランド、アイスランド、韓国、日本、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイスから共同提案されたが、強硬な反捕鯨国が修正を要求し、議論の結果「議長私案を一つの案として取り扱い、広く各国の見解を取り入れて次回会合で可能であればRMS完成を目指す」旨の決議がコンセンサスで採択された。なお、我が国、ドミニカは、明年のRMSの完成を主張した。

7. IWCウルサンにおけるフィッシャー議長提案

ソレント会議から1年後のIWCウルサン2005の焦点は、IWCソレントにおいて提案された商業捕鯨の再開を含むRMS成立のためのフィッシャー議長一括提案をどう処理するかということだった。

ソレントでは極めて先鋭的に相反する主張の応酬で議場が沸いた。そのポイントはこのRMS提案が採択されれば、1986年以来続けられてきた商業捕鯨モラトリアムが解除され、条件付にしても商業捕鯨が再開されるということをするか非とするか、また調査捕鯨に限定条件をつけるかの2点に絞られていた。

まずこの小委員会のメンバーに入っていなかった、英国、オーストラリア、ニュージーランドな

どの強硬な反捕鯨諸国が、こんな密室プランは到底受け入れられないと主張する。一方、日本の立場としては、加盟国固有の権利である調査捕鯨に制限をつけるなら、一切受け入れられないと主張した。

このような前年の各国対立の背景があるなかで、フィッシャー議長一括提案について、拡大検討委員会で検討内容が報告され、その内容についての新しい議案提出が行われた。

まず日本は、フィッシャー議長提案の線では、とても各国同意を得るのは難しく、論議が紛糾することは必ずしも日本に有利に働かないと想定したのであろう。日本独自のRMS案を提案した。これには「1994年以降のIWCにおけるRMSの討議経過、ならびに国際捕鯨取締条約における規定

を最大限尊重して」という前文をつけ、内容的には捕鯨国際監視制度についてのこれまでの日本の主張をまとめたもので、日本の立場を強く主張した内容であった。これはもともと日本代表の主張として、現状のIWCの行動は国際捕鯨取締条約の基本から逸脱しているのも、ともかく原点に戻れと強調しているその文脈に沿っているものであった。

しかしこの採択の結果、賛成23、反対29、棄権5の、6票差で日本のRMS議案は否決された。ただこのような日本の主張が強く表明された議案の際に、概ね反対票に廻ることが多かった、デンマーク（フィッシャー議長の出身国）、中国、韓国、モロッコが棄権に廻ったことは、IWCがこれまでと異なったステージに変化しつつあることを予測させるものであった。

フィッシャー議長提案を一括ウルサン会議で成立させようという議案は、デンマーク、韓国の共同提案で提出されたが、これは賛成2、反対26、棄権27で成立しなかった。いわば、とても成立不可能という見通しの中での提案だから、賛成ではないが反対でもない提案国と開催国に敬意を表して多くの国は棄権にまわったということである。

ただこれだけではベルリン以来の小委員会による検討がまったく無駄になってしまうということで、引き続きRMS成立のための検討を続けようという提案が、ドイツ、アイルランド、南アフリカの3カ国共同で出された。

しかしこの提案は、強硬な反捕鯨国群からの提案なので、邪推すればRMSを成立させる気はないけれど、IWCの討議が続けられていることを内外に示すためのダミー提案として提案したといってもいいかもしれない。この議案は賛成25、反対3、棄権28で形の上では成立した。この検討を続行すべしという賛成票の諸国はすべて反捕鯨の態度を鮮明にしている国々であった。

上記の反捕鯨国群の投票行動に対してノルウェーのメディア「High North News」は、この反捕鯨国によるRMS継続審議の提案は、論議をずるずると引き延ばすことによって、反捕鯨諸国の職業的に固定している政府代表メンバーの保身を図ろうという策に他ならないと非難している。すな

わちIWCの機能として「どれだけ捕っていいか：RMP」「それをどう監視するか：RMS」の両方のシステムが完成すれば、後は専門家の領分になってしまって、各国代表たちが世界各地をめぐる開催地で、お祭り騒ぎの会議をする必要がなくなってしまうからだ」と極論している。

これらのウルサン会議の概要は別に報告した（注4）。

8. セントキッツ・ネービス宣言

上記のような数年間にわたるIWC年次大会、ならびにその間に開催される小委員会などでのRMSをめぐる攻防、そういう各国間の摩擦の歴史を背負って、第58回IWCセントキッツ会議2006が開催された。

ここでセントキッツやアンティグア・バーブーダなどのカリブ海島嶼諸国、そして日本、ノルウェーなどに加えてアフリカ諸国など、これまで反捕鯨国たちから妨害され、苛め抜かれてきた30カ国が共同提案した「セントキッツ・ネービス宣言（St. Kitts and Nevis Declaration）」なるタイトルを付した決議案が上程された（以後この宣言は「セントキッツ宣言」と略称する）。この決議の全文は、表-3に掲載したので詳しくはそちらを参照していただきたい。要点は、

1) 1946年に制定された「国際捕鯨取締条約」は、「鯨類の適当な保全を図って捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする」ことを目的にしたものだった。そして1994年に豊富なヒゲクジラの捕獲枠を計算する改訂管理方式をIWCが採択していて、一時的措置として定められた商業捕鯨中止がもはや不要で持続的な捕鯨が可能であることに合意している。

2) これまで14年間にわたる議論と交渉の結果、持続的な商業捕鯨の再開に反対するいくつかの加盟国の立場が、「国際捕鯨取締条約」の目的に反していることは明らかである。

3) ここにわれわれこの決議案の提案国は、IWCの機能を正常化し、文化的多様性と沿岸漁民の伝統、資源の持続的利用の原則の尊重、科学的根拠に基づく海洋資源の管理方法の政策を確立することを宣言する。

というものであって要するに、これまでの日本、

ノルウェーそしてカリブ海の島嶼諸国群が、これまで繰り返しIWC年次大会で発言し主張してきたことの総まとめの内容である。また決議案のタイトルから、この決議案がベルリン会議2003において反捕鯨国多数で可決され、勝ち誇った拍手や歓声で讃えられた「ベルリン・イニシアティヴ」に対抗する意思を持つものであることを示すものでもあった。

同じようにセントキッツ会議における「セントキッツ宣言」の採決の結果、賛成33票、反対32票、棄権1票と議長事務局からアナウンスされたとき、議場は賛成各国代表団と捕鯨支持NGO出席者の歓声と拍手、そして反対各国やグリーンピースを代表とする反捕鯨NGOたちのブーイングと

で数分間騒然となった。

このように議場が騒然とすると、デンマーク代表のフィッシャー議長は、いつもならば議長席の木槌をトントンとたたいて「静かにしてください」と発言するのだったが、今回はなぜかしばらくそのまま議場が静まるのを待つという光景がみられた。

IWCの歴史始まって以来の、持続的捕鯨支持国の提案が賛成多数で採決された瞬間であるから、提案国の政府代表をはじめ日本政府歴代の代表、水産庁関係役職員、日本鯨類研究所その他多くの捕鯨関係者たちは感慨深いものがあったに違いない。

表一 3 セントキッツ・ネービス宣言（仮訳／水産庁作成）

第58回国際捕鯨委員会年次会合（IWC/58/16Rev. Agenda Item 19）

2006年6月

セントキッツ・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ベナン、カンボジア、カメルーン、コートジボアール、ドミニカ、ガボン、ガンビア、グレナダ、ギニア、アイスランド、日本、キリバス、マリ、マーシャル、モーリタニア、モンゴル、モロッコ、ナウル、ニカラグア、ノルウェー、パラオ、ロシア、セントルシア、セントビンセント・グレナデン、ソロモン、トーゴ、ツバル

カリブ海域を含む世界の多くの地域において、鯨類の利用は、沿岸地域社会の維持、持続的な生活、食料安全保障および貧困削減に貢献していること、また鯨類の利用を、世界的に受け入れられている基準である科学的根拠に基づく管理の対象外とすること、および感情的理由に基づきルール作りを行うことが、漁業資源およびその他の持続的利用可能な資源の利用を危うくする悪しき前例となることを強調し、

さらに、国家発展のための重要な要素としての海洋資源の利用が今日、農業の多様性の必要性を経験する多くの国々にとって極めて重要であることを強調し、

1946年に制定された国際捕鯨取締条約（ICRW）の目的が「鯨類の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする」（国際捕鯨取締条約序文からの引用）であり、したがって国際捕鯨委員会（IWC）は、資源量に関係なくすべての鯨類の保護するのではなく、鯨類資源が乱獲されないう捕鯨を管理するためのものであることを理解し、

1982年にIWCが商業捕鯨モラトリアム（ICRW附表10（e））を採択した際に、科学委員会は保護のためにそのような措置が必要であるというような助言をしなかったことに留意し、

さらに、明確に一時的な措置として定められたモラトリアムが、もはや不要であることを、委員会

が1994年にヒゲクジラ類の豊富な資源に対して捕獲枠を計算するための頑健でリスクのない方式（RMP：改訂管理方式）を採択していること、IWC自身の科学委員会が、多くの捕鯨資源が豊富であり、持続的な捕鯨が可能であるということに合意していることに留意し、

14年にわたる議論と交渉の結果、IWCが、商業捕鯨を規制するための管理措置の完成および採択に失敗したことを危惧し、

鯨類が莫大な量の魚を消費し、その結果、沿岸国にとって食料安全保障に関する問題となり、生態系管理が現在の国際基準であることから、鯨類資源管理についても生態系管理という大きな範疇の中で考慮されるべきであるということを経験していることを受け入れ、

自己の関心によるキャンペーンのために、多くの国際NGOが、食料安全保障と国家の発展に関する各国の主権の事項についての政府の方針に指図を加えようとして脅迫を用いていることは、容認できないものとして拒絶し、

鯨類資源の状態に拘わらず持続的な商業捕鯨の再開に反対するいくつかのメンバー国の立場が、国際捕鯨取締条約の目標と目的に反していることに留意し、

過去の乱獲の歴史への回帰ではない、管理された持続的な捕鯨を認める保護管理方式の採用によってのみIWCが崩壊の危機から救われることおよびその試みに失敗し続けることは鯨類の保護にも管理にも貢献しないことを理解し、

ここに、

— コミッショナーは、IWCが国際捕鯨委員会の規定の下での責務を果たすことができないことに危惧を表明し、

— われわれは、国際捕鯨取締条約とその他の関連条約の規定に基づき、IWCの機能を正常化すること、文化的多様性と沿岸住民の伝統および資源の持続的利用の基本原則の尊重、および海洋資源の管理方法として世界的に認められた科学的根拠に基づく政策作りを約束することを宣言する。

9. 加盟各国の投票態度の分析

さて、「セントキッツ宣言」の勝因はなんだったのか？を検証してみよう。33カ国の賛成国に関して、この決議案の成立にいたる各国の国際的な場における意思決定の文脈を推察しようというのである。

その吟味の前に反捕鯨的な投票をする国を明確に見分けておく必要がある。まず反捕鯨国が一斉に反対投票をする、日本単独提案の「南大洋捕鯨サンクチュアリー撤廃に関する決議案」に対する投票結果を見ることにする。

この決議案は、まだ持続的捕鯨支持国の数が少なかった時代に、南大洋海域で一切の捕鯨活動を

禁止するという、いわゆる「南大洋捕鯨サンクチュアリー」なる海域が決議され、国際捕鯨取締条約の附表に定義されてしまっていて、その効力は1994年以来現在まで続いているという現実がある。日本はそれに対して附表のサンクチュアリー事項の撤廃を求めるというものである。

現在この海域における日本の調査捕鯨は、IWC加盟国として条約に保障されている当然の権利として実施しているのだが、しかしこのサンクチュアリーなるものの存在がいささか目障りなので、日本の調査捕鯨の大義名分を確保するために、これまで毎年この附表の定義を無効にしようとして、サンクチュアリー撤廃決議案を継続して提出

している。したがってこの議案に対する投票態度は、国によって賛成反対が固定する傾向のある議案なのである。

またこの決議案は、付表の改訂に関する議案なので、成立のためには4分の3以上の賛成票がなければならない。日本を支持する国々が次第に増加しているとはいうものの、今回の採決では賛成

28票、反対33票、棄権4票という結果で、附表修正に必要な4分の3の得票が得られず例年と同じように否決された。だが前回のウルサン会議のときは、同じく否決されたけれど、賛成25票、反対30票、棄権2票だったから、賛成国が3票増えたということは記憶すべきことであろう。

表一 4 南大洋サンクチュアリーに関する付表修正決議案
(提案国：日本、可決3/4投票以上)

| IWC加盟年 | 賛 成 | 反 対 | 棄 権 |
|-----------|--|--|-----------------------------|
| 1960年以前 | 日本、ノルウェー、ロシア | アルゼンチン、オーストラリア、フランス、 <u>デンマーク</u> 、メキシコ、南アフリカ、英国、米国 | |
| 1961-1999 | アンティグア、 <u>中国</u> 、ドミニカ、グレナダ、セントキッツ、セントルシア、セネガル、ソロモン | オーストリア、ブラジル、チリ、フィンランド、ドイツ、インド、イタリア、アイルランド、モナコ、ニュージーランド、オランダ、オマーン、スイス、スペイン、スウェーデン | <u>韓国</u> 、 <u>セントビンセント</u> |
| 2000-2005 | ベナン、ガボン、ギニア、アイスランド、モンゴル、パラオ、モーリタニア、ニカラグア、キリバス、マリ、スリナム、カメルーン、ガンビア、ナウル | パナマ、ポルトガル、サンマリノ、バリーズ、ベルギー、ハンガリー、チェコ、ルクセンブルグ、スロバキア | <u>モロッコ</u> 、 <u>ツバル</u> |
| 2006 | カンボジア、マーシャル、トーゴ | イスラエル | |
| 得票合計 | 28 | 33 | 4 |

欠席：コートジボアール、グアテマラ、ケニア、ペルー

(下線はセントキッツ宣言決議投票で態度を変更する国)

表一 4を見ると、この決議案に投票したIWC加盟各国の投票態度がよくわかる。反捕鯨国も、持続的捕鯨支持国も、多くの国々を味方の加盟国になるように勧誘しているので、賛成・反対の各国を加盟年度で分類してみると、いずれの立場にせよ古くからの加盟国と新しい国々という分類が明らかになって、これまでの投票態度の一貫性が読めるのである。

すなわち1999年までに加盟の賛成国と反対国(反捕鯨国)の票数は、圧倒的に反対側が多く、2000年代に入ると賛成国の数が次第に増えてくる

ことがわかる。賛成国は別表改訂に必要な全体の3/4を占めるまでには至っていないが、この賛成加盟国の増加は、日本政府のODAを含む種々の努力によって次第に捕鯨問題に関心を持つ国々が増えてきた証拠である。

古くからの加盟国で反対票を投じた、アルゼンチン、オーストラリア、フランス、デンマーク、メキシコ、南アフリカ、英国、米国などの国々は、歴史的に反捕鯨国の態度を一貫して継続している国々で、ことごとく日本やノルウェーの主張に反対してきた。

10. セントキッツ宣言に賛成票を投じた国々

次に各国の「セントキッツ宣言」に対する投票態度を見ることにする。国名の下にアンダーライン

ンを引いてあるのは、これは「セントキッツ宣言」の採決に際して、南大洋サンクチュアリー撤廃の際の採決と態度が変わった国々を示している。

表-5 セントキッツ宣言決議案
(提案国：セントキッツ他29カ国、可決1/2票以上)

| IWC加盟年 | 賛成 | 反対 | 棄権 |
|-----------|--|--|-----------|
| 1960年以前 | 日本、ノルウェー、ロシア、 <u>デンマーク</u> | アルゼンチン、オーストラリア、フランス、メキシコ、南アフリカ、英国、米国 | |
| 1961-1999 | アンティグア、ドミニカ、グレナダ、セントキッツ・ネービス、セントルシア、 <u>セネガル</u> 、 <u>ソロモン</u> 、 <u>韓国</u> 、 <u>セントビンセント</u> | オーストリア、ブラジル、チリ、フィンランド、ドイツ、インド、イタリア、アイルランド、モナコ、ニュージーランド、オランダ、オマーン、スイス、スペイン、スウェーデン | <u>中国</u> |
| 2000-2005 | ベナン、ガボン、ギニア、アイスランド、モンゴル、パラオ、モーリタニア、ニカラグア、キリバス、マリ、スリナム、カメルーン、ガンビア、ナウル、 <u>モロッコ</u> 、 <u>ツバル</u> 、 <u>コートジボアール</u> | パナマ、ポルトガル、サンマリノ、ベリーズ、ベルギー、ハンガリー、チェコ、ルクセンブルグ、スロバキア | |
| 2006 | カンボジア、マーシャル、トーゴ | イスラエル | |
| 得票合計 | 33 | 32 | 1 |

欠席：コスタリカ、グアテマラ、ケニア、ペルー (二重下線は当該決議案提案国ではない国)

両方の投票を比較して、反対から賛成に態度を変えたのはデンマーク1カ国、棄権から賛成に態度を変えたのが韓国、セントビンセント、モロッコ、ツバルの4カ国、そして最初の投票では欠席していたのが、後の投票のときに出席して賛成に票を投じたのがコートジボアールであった。

さらに表-5では、提案国に参加しなかったが議案には賛成票を投じた国の下に二重線のアンダーラインを引いた。提案国が30カ国にもかかわらず賛成票が33票という、その増えた3票とは、デンマーク、セネガル、韓国の3カ国であった。

こうして見ると、国際会議における投票とは、それぞれの国益を反映するものだから、IWCのような反捕鯨、持続的捕鯨支持の二色に国を色分けしやすい場であっても、議案ごとに微妙に投票態度が変わっている。

ここで検討の対象にした「南大洋サンクチュアリー撤廃に関する決議」ならびに「セントキッツ宣言」の2つの決議案に対する投票結果を見ると、投票態度を変えた各国のうち、中国と韓国は、地政学的に東アジアにおいて捕鯨問題とは別な次元で日本と国益の摩擦がある国であって、この二つの議案に対する投票態度だけで捕鯨問題に関する国家意思の方向を速断できないところがある。

持続的捕鯨支持国の提案に賛成票を投じるということは、反対票を投じている米国やEUの主要国に同調しないということでもある。それらの強い国々との外交上の影響を考えながら国家意思を決定する訳だから、セントビンセント、モロッコ、ツバルにもそれなりの国益上の理由があったのかもしれない。

ただこれまで歴史的に反捕鯨的な投票態度を維

持してきたデンマークが、この「セントキッツ宣言」に対して賛成票を投じたという変化は見逃すことはできない。

このデンマークの投票態度は、これまで考察してきたように、2年前のソレント会議で提案されたRMS改訂に関するフィッシャー議長一括提案に関連する可能性があることは否定できないであろう。

この提案がこの2年間にいかなる取り扱いを受けたかについては、すでに述べてきているのでこれ以上の言及は避けるが、ただウルサン会義において、フィッシャー議長一括提案についての論議が紛糾した後、この議案を次のセントキッツ会議まで再度持ち越そうという提案が、反捕鯨国群の連名で出されて可決されたことは想起しておきたい。

その継続討議の結果がセントキッツで報告されたが、単に検討委員会では関係諸国の合意は得られなかったという報告が行われたに過ぎない。要するに3年間にわたったフィッシャー議長提案は、拡大検討委員会における反捕鯨国群の介入によって空中分解してしまったのである。

オランダは、フィッシャー議長一括提案の検討を継続しようという議案の提案国であり、かつ「セントキッツ宣言」には反対の投票をした国なのだが「IWCの将来についてのオランダの見解」という意見書を提出した。

「これまでのRMSに関する討議を見ると、あまりに政治的な論議が多すぎて、もはや致命的な段階にきているように思う。こうなったらIWCコミッショナーたちより上位の立場の人々によって、国際政治的な決着をつけるしかないのではないか」という内容の提案であった。

この意見書に対する各国代表たちの反応は冷やかで、IWCの専門家たちが討議して決まらないものを、素人の長官や大臣たちを連れてきても結論出せる筈はないだろうというところに落ち着いた。ただ見方を代えれば、現在のIWC各国代表の国際交渉力が欠如しているから、論議を前向きに進めるためには人を代えた方がいいという提案だったともいえる。

このような「セントキッツ宣言」の成立とフィッシャー議長一括提案の討議経過を辿ってみる

と、デンマークとして、このままの運営ではIWCの末路に対して明るい見通しを持つことは困難であり、したがって「セントキッツ宣言」に賛同して、もう一度IWCの建て直しを計るしかないのではないかと考えたのが、今回のデンマークの反捕鯨諸国からの離脱の原因であったと考えてもおかしくはない。

11. セントキッツ・ネービス会議の総括

今年のセントキッツ会議では、「セントキッツ宣言」がメディアの脚光を浴びたわけだが、それ以外にも今後のIWCの方向を左右する可能性を秘めた日本の提案が行われた。

それは日本が提出した「国際捕鯨委員会の正常化 (Normalization the International Whaling Commission)」という表題の提案である。この提案はRMS完成のための小委員会が不成功に終わったことを受けて、「セントキッツ宣言」議案提出の前に公開された意見表明である。その骨子は、

- 1) すでにIWCは国際機関としての機能を失っている。
 - 2) もう一度国際捕鯨取締条約の原点に立ち戻って、持続可能な捕獲量の算定基準を作る。
 - 3) 正常化とは捕獲量だけでなく、沿岸国の文化的多様性や伝統などを尊重すること。
 - 4) そのような前提のもとに、次の年次大会前にIWCの活動とは別に協議の場を設ける。
- というものであった。

この提案の基本的な精神は、ほとんど「セントキッツ宣言」に重複するものであり、反捕鯨諸国にとって無視できない提案になったことは疑うべくもない。その一つは「IWCの活動とは別に協議の場」を設けて、IWCの問題を討議しようという提案だから、この会合の進め方によっては、第二IWCの結成に繋がって、現在のIWCが骨抜きになる恐れがある。

だから多くの反捕鯨諸国から質問が出た。この提案の真意は何だ、正常化という表現はこれまで不正常であったかのような印象を与えるので相応しくない、「近代化」と変えろとか、色々な意見が出た。ただ日本の立場は、IWCでの討議はすでに論議が硬直してしまっていることは、多くの加盟国が認識しているからIWCとは別な会合で本音

を語り合おうという提案をしていること、そしてここでいう「協議の場」には、いかなる国の出席も拒まないという姿勢だという説明で日本の提案は了承された。この会合はすでに30数カ国の参加が予定され、来年2月に東京で開催されることになった。

ここで2003年以来のIWCの主要で対立が激しかった決議の応酬を羅列してみると、

ベルリン会議2003：「保護委員会の設立：ベルリン・イニシアティブ」成立

ソレント会議2004：「RMS一括解決のための議長提案」不成立→継続審議

ウルサン会議2005：「RMS一括解決のための議長提案の対案」不成立→継続審議

セントキッツ会議2006：「セントキッツ宣言」成立、「IWCの正常化」提案

という潮目になっている。明らかに反捕鯨諸国優勢から、両者拮抗そして持続的捕鯨支持国優勢へと潮目が変わってきていることが見られよう。

IWCの元日本代表で、海の幸に感謝する会会長である米沢邦男氏は、こういうときこそ反捕鯨諸国は牙をむき出してくる。どんな手段に出るか分からないが、決してこのままでは引くはずはないから油断すると警告する。確かに過去1970-80年代に、まったく捕鯨と関係のないヨーロッパ諸国をIWCに加盟させて、捕鯨モラトリアムを成立させ、南大洋サンクチュアリー海域を成立させて、持続的捕鯨支持国を追い込んできたという歴史は無視できない。

しかし、彼らとて今年の新加盟国は僅かイスラエル1カ国だけ、それも現在の中東情勢から考えれば反捕鯨の国が多いEU主要国から加盟要請を受ければ拒否できない立場のイスラエルだけであった。

その意味で楽観はできないが、「セントキッツ宣言」が成立した2006年という年は、IWCの歴史にとって極めて意義深い年になったと考えられる。

12. IWCの今後と日本の役割

これまでのIWCの方向を決めてきたベクトルは、最近の提出議案やそれに対する投票態度などから分析すれば、これまで一貫して反捕鯨のイニシアティブを取ってきた米国、デンマークの方向

が、IWC内での合意を得るために努力する方向に変わってきつつあるように思える。議長国として当然ではないかという見方もあろうが、その典型的な例がRMS完成のためのフィッシャー議長一括提案で、これはデンマークと米国とが協調してリーダーシップを取った議案であった。また「セントキッツ宣言」へのデンマークの賛成投票もこれまでの同国の方向とは明確に異なるものであった。

この方向転換の予兆は、恐らく下関会議2002に遡って見られると考えられる。すなわち米国、デンマーク両国はともに、カリブ島嶼国同様に先住民生存捕鯨枠を持っている国である。そして下関会議2002で、米国・ロシアが提案した両国の先住民生存捕鯨枠の設定は、前の日本政府副代表小松正之氏の追及によるところが大きかったのだが、それは本質的に和歌山県太地町の小型鯨捕鯨とどう違うのかと問われ、それまで先住民生存捕鯨は別物というIWC内のダブルスタンダード性を追求され、それまでまったく何の波乱もなく常時全会一致の合意で採決されてきた、米国・ロシアの先住民生存捕鯨枠の議案が否決されてしまった。それも4分の3以上の別表改訂条項にもかかわらずに否決されてしまったのである。その收拾のため本会議日程がほぼ一日ほど空転したことは記憶に新しい。

現代の食料流通が可能な社会において、内戦のような混乱状態にある地域なら別として、米国やロシアにおいて特定の鯨肉が、先住民の生存に不可欠なタンパク質資源だということは到底理解できない現象である。それを強弁するとすれば、それは一種の先住民差別意識か、または国としての既得権の固執でしかないだろう。

したがって先住民生存捕鯨という表現はすでに不適切で、現状は先住民食文化保護捕鯨というべきであり、しかしそう表現すれば日本人の食用のための捕鯨と本質的に変わらないのだということを、それらの国代表たちが気付かされた採決であった。

ここで、現状世界で商業、調査、先住民生存の別を問わず、いかなる国がどのような鯨種をどれだけ捕獲しているかを見てみよう。表-6はIWCの調査結果である(注5)。

表一 6 IWC加盟国による捕鯨実績 (2004-2004/2005)
(IWC年次報告2005 Annex Jによる)

| 国名 | 海域： 鯨種、捕獲頭数 | 目的 |
|--------|---|-------|
| デンマーク | 北大西洋：ナガス13、ザトウ1、ミンク190 (グリーンランド) | 先住民生存 |
| アイスランド | 北大西洋：ミンク25 | 調査捕鯨 |
| ノルウェー | 北大西洋：ミンク544 | 商業捕鯨 |
| 日本 | 北太平洋：ミンク160、マッコウ3 イワシ100、ニタリ51 南大洋：ミンク441 | 調査捕鯨 |
| 韓国 | 北太平洋：ミンク8 | 定置網混獲 |
| ロシア | 北太平洋：ホッキョク1、コク111 | 先住民生存 |
| 米国 | 北太平洋：ホッキョク43 | 先住民生存 |

表にはセントビンセント・グレナデンなどのカリブ諸国の名前がないが、それはこの対象期間に捕獲報告がなかったからである。この表一6の各国に加え、世界で国際捕鯨取締条約に指定されている鯨種以外の、イルカを含む小型鯨類の捕獲を含めたら、加盟国をはるかに超える各地で鯨類の捕獲が行われていると考えてよい。

以上のような現状を踏まえ、またこれまでのIWCでの論議が「セントキッツ宣言」の採択、また、東京で来年2月に開催される「IWC正常化」会議へと方向付けされてくるとすれば、次に起こす行動は如何に有るべきかということであろう。

本稿ではほとんど触れなかったが、ベルリン会議2003で採決され、反捕鯨国が勝利の勝どきを挙げた「ベルリン・イニシャティヴ」によって設立された「鯨類保護委員会」の活動は、現状まったく尻つぼみになってしまっている。セントキッツ会議での報告も鯨類と航行船舶との衝突問題など海洋法の範囲のことを討議しているに過ぎない。その原因としては持続的捕鯨支持国が一斉にこの委員会をボイコットしているせいもあるし、逆にこのような委員会を作ったものの、うっかりするとIWCの分裂につながり、それは反捕鯨諸国の政府代表の失職につながるの、振り上げたこぶしの納めどころに苦慮している感じなのである。

しかしその論理は、同じように持続的捕鯨支持国の「セントキッツ宣言」にも「IWC正常化」会議にも当てはまることであって、これら対立する

理念のもとにIWCに加盟している諸国は、IWCの分裂も辞さない、またはIWCからの脱退も辞さないという決断を持たない限り、何らかの妥協点に到達するように努力するしかない。

表一6に見られるように理由の如何によらず、現在公認の捕鯨を行っている国々がある。これらの国はしかしこれまでのIWCでの自国のポジショニングとして、すべて他国の捕鯨を容認してきたわけではない。だがIWC内での対立が次第に不毛な様相を呈してきている現状をみると、これらの捕鯨国はこれまでのIWC内での立場を超えて連帯することが可能ではないのかという思いに駆られる。これまでの捕鯨目的が、商業的であっても、学術調査であっても、先住民食文化保護のためであっても、「鯨類という偉大な天然資源を将来の世代のために保護することが世界の諸国の利益であることを認め(国際捕鯨取締条約前文)」という共通の立場で、取りあえずIWC外に新しい協議機関を設立して、他の国際自然保護団体との連携と理解の下に、持続的捕鯨を透明な情報公開を伴って実施できるシステムを立ち上げることが実効ある行動に結びつくのではないだろうか。

米国とロシアの先住民に捕鯨枠として認められているホッキョククジラは、その資源量が少なくRMP算定基準を適用すれば、ほとんど捕鯨活動が出来ないということは周知の事実である。そこで仮にだが、日本人はシロナガスクジラやナガスクジラから商業捕鯨モラトリアムによって、ミ

ンククジラに転換させられたという歴史があつて、昔のクジラは美味しかったと懐古する人もいるけれど、しかしそれなりに転換できたという経験は、互いに鯨肉消費者として理解し合えるのではないか。

このような利用者と非利用者が混在したIWCの構成に原因する、成功または失敗など多年の経験を踏まえた国際協議機関の成立は、21世紀後半の地球人口の増加に対し、必要とされる動物タンパク質食料が不足することは、すでに明白な事実であつて、それに対応する国際機関による水産食料資源の持続的利用を前提とする割当制度ならびに密漁防止の国際監視機構などの創設へのモデルになる可能性がある。

注

- 1) 和仁皓明「捕鯨、その現代的視点ーベルリン・イニシャティヴをめぐってー」東亜大学紀要第2号 p1, (2004)
- 2) 和仁皓明「商業捕鯨再開への燭光ーIWCソレント会議での新局面ー」いさな第6号 P2, (2004)
- 3) 水産庁プレスリリース「第56回国際捕鯨委員会年次会合結果の報告」平成16年7月30日
- 4) 和仁皓明「今年も反捕鯨国コミッショナーたち首をつなげた」いさな第7号 p2, (2005)
- 5) IWC「Annual Report of the International Whaling Commission 2005」p115, (2006)